

監 査 結 果 報 告 書

(財政援助団体等監査)

令和 7 年 1 月 15 日提出

船 橋 市 監 査 委 員

財政援助団体等監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第2項、第5項及び第7項の規定に基づき、次のとおり監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を提出する。

令和7年12月15日提出

船橋市監査委員	栗 林 紀 子
同	齋 藤 弘 之
同	浦 田 秀 夫
同	日 色 健 人

目 次

第 1 監査の種類	6
第 2 監査の対象	6
第 3 監査の範囲	6
第 4 監査を実施した監査委員	7
第 5 監査の着眼点	7
第 6 監査の実施内容	8
第 7 監査の結果	
1 出資団体	
(1) 公益財団法人船橋市福祉サービス公社	9
2 公の施設【指定管理者】	
(1) 船橋市東老人福祉センター 【公益財団法人船橋市福祉サービス公社】	9
(2) 船橋市障害者支援施設北総育成園 【社会福祉法人さざんか会】	10
(3) ふなばし三番瀬海浜公園・ふなばし三番瀬環境学習館 【F S P グループ】	11
(4) 船橋市中央図書館・船橋市東図書館・船橋市北図書館 【T R C ・野村不動産パートナーズ共同企業体】	12
3 総括意見	13
参考 監査対象団体の概要	14

監査結果報告

船橋市監査基準に準拠し、令和7年度財政援助団体等監査を次のとおり実施した。

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項による財政援助団体等に対する監査

地方自治法第199条第2項及び第5項の規定による財政援助団体等の所管部署に対する財務監査及び行政監査

第2 監査の対象

1 出資団体

出資団体	所管部署
公益財団法人 船橋市福祉サービス公社	高齢者福祉部高齢者福祉課

2 公の施設【指定管理者】

施設の名称	指定管理者	所管部署
船橋市東老人福祉センター	公益財団法人 船橋市福祉サービス公社	高齢者福祉部 高齢者福祉課
船橋市障害者支援施設北総育成園	社会福祉法人さざんか会	福祉サービス部 障害福祉課
ふなばし三番瀬海浜公園	F S P グループ	都市整備部 公園緑地課
ふなばし三番瀬環境学習館		環境部 環境政策課
船橋市中央図書館		
船橋市東図書館	T R C ・野村不動産パートナーズ共同企業体	生涯学習部 西図書館
船橋市北図書館		

第3 監査の範囲

当該財政的援助等に係る令和6年度の出納その他の事務の執行を範囲とした。なお、それぞれ必要に応じて令和6年度以外についても範囲とした。

第4 監査を実施した監査委員

栗林 紀子
齋藤 弘之
浦田 秀夫
日色 健人

第5 監査の着眼点

次の表にある主な着眼点について調査を行い、監査を実施した。

1 出資団体

調査項目	主な着眼点
所管部局関係	
1.書類の整備	出資による権利等は財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているか。
2.権利行使	出資者としての権利行使は適切に行われているか。
3.指導監督	出資団体の経営成績及び財政状態を十分把握し、適切な指導・監督を行っているか。
4.資産	増・減資等はあるか。また、配当金がある場合は確実に収入されているか。
団体関係	
1.規程の整備	定款(寄附行為)及び経理規程等諸規程は整備されているか。
2.出資の有効性	設立目的(出資目的)に沿った事業運営が行われているか。
3.決算諸表	決算諸表等は法令等に準拠して作成されているか。
4.決算諸表等の表示	事業成績、財政状況は適正に決算諸表等に表示されているか。
5.経営成績及び財政状態	経営成績及び財政状態は良好か。 収益率、財務比率は良好か。
6.経理・庶務事務	出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。 固定資産台帳は調製され、取得、処分、所管換え等の異動について正確に記録されているか。 決算書類等は適正に作成されているか。また、決算書類は直ちに監事の監査を受け、理事会の承認を得ているか。 決裁の専決及び代決は適正に行われているか。 委託契約書の作成は適正に行われているか。
7.会計経理及び財産管理	会計経理及び財産管理は適正か。
8.資金運用及び経費節減	資金の運用は適切か。また、経費節減は図られているか。
9.契約事務	契約方法、検査は適切か。

※ 上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「実務ガイドライン」の「監査等の着眼点」を参考とした。

2 公の施設【指定管理者】

調査項目	主な着眼点
所管部局関係	
1.指定管理	指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
	協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
	管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
	事業報告書等の点検は適切になされているか。
	運営状況を適切に把握し、必要な指導・監督を行っているか。
	施設等の修繕は、費用負担区分に従い適正に行われているか。
	利用の許可は、適正に行われているか。
指定管理者関係	
1.施設の管理	施設は、関係法令等の定めるところにより適切に管理されているか。
2.協定書の履行	協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
3.利用料金	利用料金の設定等は適正になされているか。
4.書類の整備	公の施設の管理に係る関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適正か。

※ 上記以外については、全国都市監査委員会の定めた「実務ガイドライン」の「監査等の着眼点」を参考とした。

第6 監査の実施内容

令和7年9月1日から同年11月18日まで、監査の対象団体及び監査委員事務局において、監査書類について調査確認するとともに、現地調査を行い、併せて関係職員から事情聴取を実施した。

第7 監査の結果

監査の結果において是正又は改善が必要と認められた事項の区分

【指摘事項】

法令に違反しているもの、故意又は過失により損害等が生じたもの、事務処理等が適切性を欠くと認められるもの、経済性、効率性、有効性を欠いていると認められるもの、前回の監査において要望事項とした事項について改善の効果が認められないものなど

【要望事項】

指摘事項には至らないが、改善を要すると認められるものなど

1 出資団体

(1) 公益財団法人船橋市福祉サービス公社

(団体の概要は 14 ページ)

(所管部署) 高齢者福祉部高齢者福祉課

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、当該出資の目的に沿って行われており、適正に執行されているものと認められた。

2 公の施設【指定管理者】

(1) 船橋市東老人福祉センター

(施設の概要等は 15 ページ)

(指定管理者) 公益財団法人船橋市福祉サービス公社

(所管部署) 高齢者福祉部高齢者福祉課

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、当該指定管理の目的に沿って行われていたが、次のとおり改善を要する事項が認められた。

【指摘事項】

① 第三者委託の承認手続きの漏れ

指定管理施設の管理業務のうち指定管理者が第三者に委託している簡易専用水道法定検査業務等について、市の承認手続きが漏れていた。

船橋市東老人福祉センターの管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第24条第2項では、管理業務の一部について、指定管理者は市の承認を得た上で第三者に委託し、又は請け負わせることができるとされている。

指定管理者に確認したところ、基本協定書の資料である船橋市東老人福祉センター設備保守点検等業務一覧表の記載内容の確認が不十分なまま、船橋市東老人福祉センター管理業務委託承認申請書（以下「承認申請書」という。）を作成したことから、当該業務等の記載漏れが生じたとのことであった。

所管部署に確認したところ、確認を徹底する体制が整っていなかったため、指定管

理者から提出された承認申請書に当該業務等が含まれていないことを確認せずに承認してしまったとのことであった。

今後は市と指定管理者の双方で十分に確認を行い、適正に事務を執行されたい。

(高齢者福祉部高齢者福祉課)

(2) 船橋市障害者支援施設北総育成園 (施設の概要等は 17 ページ)

(指定管理者) 社会福祉法人さざんか会

(所管部署) 福祉サービス部障害福祉課

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、当該指定管理の目的に沿って行われていたが、次のとおり改善を要する事項が認められた。

【指摘事項】

① 文書による利用料承認手続きの漏れ

指定管理施設の利用料のうち光熱水費及び食事代の変更について、文書による承認手続きが漏れていた。

船橋市障害者支援施設条例第 10 条では、利用料は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 29 条第 1 項に規定する主務省令で定める費用で指定管理者が市長の承認を得て定めた額とされている。

また、船橋市文書管理規則第 6 条第 1 項では、「意思決定その他の事務は、軽微なもの又は緊急の取扱いをする事案であつて意思決定と同時に公文書を作成することが困難であるものを除き、公文書により処理することを原則とする。」と規定されている。

指定管理者に確認したところ、光熱水費の値上げについては、電子メール及び電話で市に相談後、市から変更方法についての指導があり、その上で利用者等に伝えたとのことであった。また、食事代の値上げについては、電話で市に相談後、市から承認され、その上で利用者等に伝えたとのことであった。

所管部署に確認したところ、指定管理者より、物価高騰の影響による増額の説明を受けて課内で協議したが、電話により承認てしまい、文書をもってやり取りするという認識がなかったとのことであった。

なお、令和 7 年 4 月 1 日付の利用料承認申請分からは、他の指定管理施設で不備があったことを受け、文書による手続きに改めたとのことであった。

今後も同規則の原則に基づき、適正に事務を執行されたい。

(福祉サービス部障害福祉課)

【要望事項】

① 修繕の負担の協議

給湯ユニット 1 機に関する 30 万円以上の修繕について、指定管理者の負担で行われていた。

船橋市障害者支援施設北総育成園の管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）第13条では、施設等（市の財産であるものに限る。）に関する改築、改造若しくは修繕又は新設、増設若しくは移設は、市の負担において行うものとし、見積額が1件30万円未満の軽易な修繕については指定管理者の負担とするとされている。

指定管理者に確認したところ、6機ある給湯ユニットのうち1機が故障し、現状の運営には支障がなかったものの、修繕業者によると1機が故障すれば同時期に設置した他の5機についても壊れてもおかしくないとのことであった。そのため、所管部署に修理の相談をしたが、緊急修繕は難しいとの回答があったため、当該1機については指定管理者が費用を負担して修繕を行ったとのことであった。

一方、所管部署に確認したところ、運営上の支障がないとの説明があったため、緊急修繕は難しいと判断したが、指定管理者から早急に指定管理者の費用負担で修繕を行いたいとの打診を受けたため、これを承認したことであった。

本件については、利用者の生活や安全に関わる指定管理者からの相談に対し、所管部署として指定管理者との協議が不十分であり、緊急性の判断が不足していたものと思われる。

施設等の修繕に当たっては、指定管理者と協議を綿密に行った上で、基本協定書に基づき適切に判断されるよう要望する。

（福祉サービス部障害福祉課）

（3）ふなばし三番瀬海浜公園・ふなばし三番瀬環境学習館

（施設の概要等は18ページ）

（指定管理者）F S P グループ

（所管部署）都市整備部公園緑地課、環境部環境政策課

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、当該指定管理の目的に沿って行われていたが、次のとおり改善を要する事項が認められた。

【指摘事項】

① 資金収支に関する報告書の誤り

指定管理者から提出された令和6年度事業報告書のうち資金収支に関する書類について、駐車場事業支出の委託費支出における決算額が誤っており、全体の決算額にも誤りが生じていた。

ふなばし三番瀬海浜公園及びふなばし三番瀬環境学習館の管理運営に関する基本協定書第8条第2項第3号では、管理運営業務に係る収支状況を記載した事業報告書を作成し、市に提出しなければならないとされており、資金収支に関する報告書についてはその正確性が求められる。

指定管理者に確認したところ、決算額の誤りについては決算確定前に作成した資料から、資金収支に関する報告書に数字を転記してしまったとのことであった。

所管部署に確認したところ、指定管理者から提出された資料は市への提出前に当該

法人において入念なチェックがなされたものであるとの前提であったため、細かい資料までは確認していなかったとのことであった。

今後は、指定管理者から提出された資料を十分に確認するとともに、指定管理者に対し再発防止について指導されたい。

(都市整備部公園緑地課)

② 第三者委託の承認手続きの漏れ

指定管理施設の管理運営業務のうち指定管理者が第三者に委託している駐車場管理業務について、市の承認手続きが漏れていた。

ふなばし三番瀬海浜公園及びふなばし三番瀬環境学習館の管理運営に関する基本協定書第22条第2項では、管理運営業務の一部について、指定管理者は市の承認を得た上で第三者に委託することができるとされている。

指定管理者に確認したところ、当該業務が指定管理業務に該当するとの認識が十分でなく、第三者委託の承認申請をしないまま業務を実施してしまったとのことであった。

所管部署に確認したところ、当該業務については売店や清掃等の業務と同様に臨時職員を雇用しているものと認識し、また、指定管理者へのヒアリングも不足していたとのことであった。

今後は市と指定管理者の双方で十分に確認を行い、適正に事務を執行されたい。

(都市整備部公園緑地課)

(4) 船橋市中央図書館・船橋市東図書館・船橋市北図書館

(施設の概要等は20ページ)

(指定管理者) T R C・野村不動産パートナーズ共同企業体

(所管部署) 生涯学習部西図書館

監査した限りにおいて、監査の対象となった事務は、当該指定管理の目的に沿って行われていたが、次のとおり改善を要する事項が認められた。

【指摘事項】

① 文書等の保存期間の不備

管理業務に関する文書等の保存期間について、船橋市図書館の管理に関する基本協定書（以下「基本協定書」という。）等の規定より指定管理者において短く設定し、1年から7年の期間としていた。

基本協定書第33条では、指定管理者は管理業務に関する文書等について、協定期間終了後、別に定める仕様書等に定める期間保存しなければならないとされており、当該仕様書5.付帯事項（1）では、同条に定める協定期間終了後保存する期間は10年とするとされている。

指定管理者に確認したところ、指定管理業務受託当初、管理業務に関する文書等を具体的に確認しておらず、各種文書の保存期間を当該法人が定める経理書類保管期間や指定管理者内での業務都合に合わせて設定した結果、差異が生じたとのことであった。

所管部署に確認したところ、仕様書に文書の保存期間について規定されていることを把握していなかったこと、指定管理者制度導入時や選定時に作成する募集要項等には文書の保存期間について規定されていなかったことが原因とのことであった。

今後は、基本協定書等に基づき適正に事務を執行されたい。

(生涯学習部西図書館)

3 総括意見

今回の監査では、所管部署において指定管理者が市に提出した文書の漏れや誤りを見落とす等の事例が散見された。また、協定内容が実務に即しておらず合理的とは言い難い状況が複数見られたが、事情聴取において、各所管部署から明確な回答は得られなかつた。

本市が平成17年度に初めて指定管理者制度を導入してから20年が経過し、中には5期目となっている施設もある。指定管理者では民間のノウハウを活用した住民サービスの向上が図られている一方で、所管部署では関係条例、基本協定書、仕様書等について、認識不足が生じている実態がある。

基本協定書、仕様書は指定管理の根幹をなすものである。指定管理者制度を導入している部署においては、指定管理者の募集の都度、管理状況等を踏まえ、安易な前例踏襲となるよう基本協定書や仕様書全体を精査し、内容を十分把握した上で適切に指定管理者制度を運用されたい。

参考 監査対象団体の概要

1 出資団体

(1) 公益財団法人船橋市福祉サービス公社

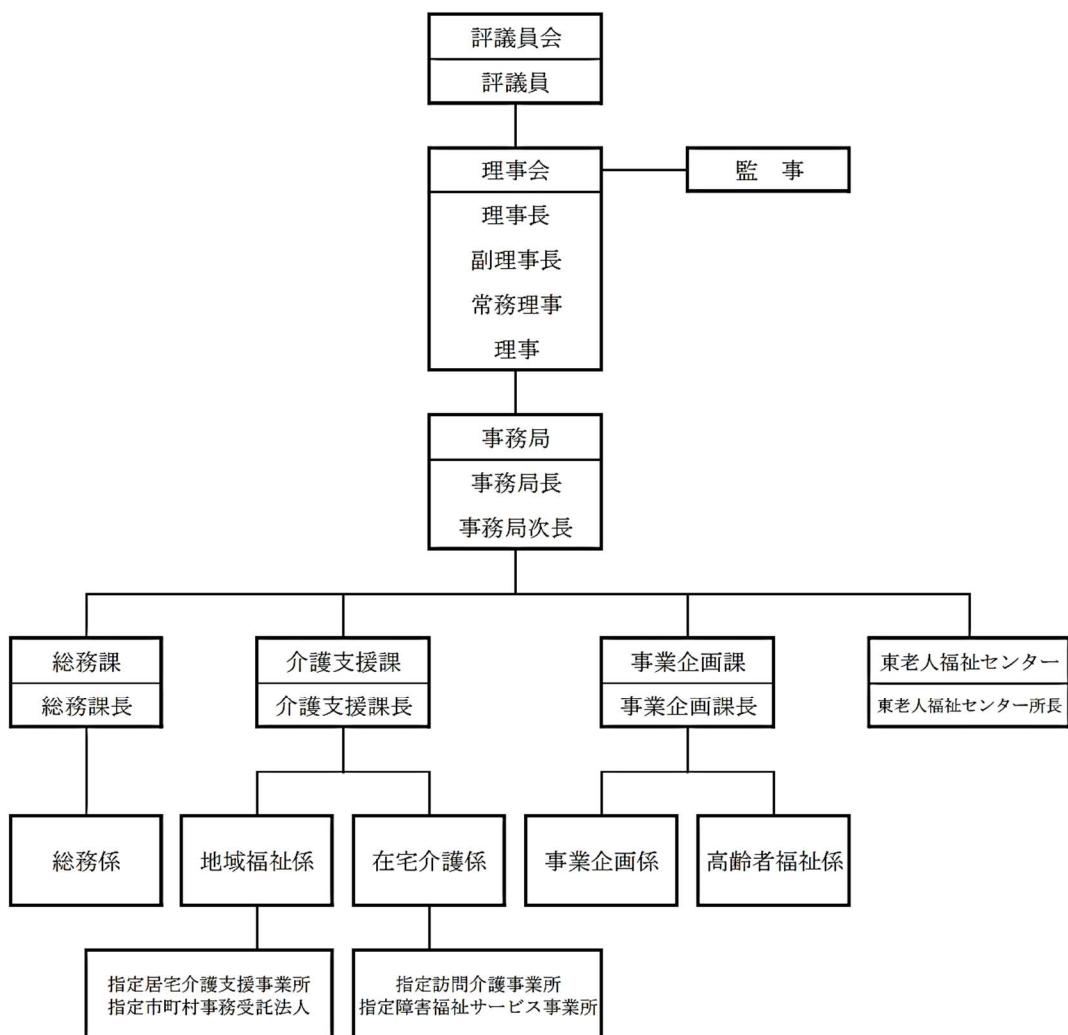
① 設立目的

船橋市内の高齢者、障害者、児童と育児を行う親等の生活の充実を図るため、多様な福祉ニーズに応じたきめ細かなサービスを提供するとともに、福祉サービスに関する相談助言及び人材育成等を行い、市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

② 基本財産及び船橋市の出資金（令和7年3月31日現在）

基 本 財 产	3 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円
うち船橋市の出捐金	3 0 0 , 0 0 0 , 0 0 0 円

③ 組織（令和7年3月31日現在）



④ 事業内容

- ア 総合的福祉サービスに関する相談及び助言
- イ 総合的福祉サービスに関する研修及び人材育成
- ウ 総合的福祉サービスに関する調査研究及び普及啓発
- エ 高齢者、障害者、児童と育児を行う親等に対する有償福祉サービスの提供
- オ 委託を受けた公的福祉サービスの提供
- カ 指定管理者としての船橋市老人福祉センターの管理運営に関する事業
- キ 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- ク 介護保険法に基づく居宅介護支援事業及び介護予防支援事業
- ケ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業
- コ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域生活支援事業
- サ 介護保険法に基づく第一号訪問事業及び第一号介護予防支援事業
- シ その他前各号の事業を達成するために必要な事業

2 公の施設【指定管理者】

(1) 船橋市東老人福祉センター

① 指定管理者の名称

公益財団法人船橋市福祉サービス公社

② 施設の位置

船橋市薬円台 5 丁目 31 番 1 号 (船橋市社会福祉会館内)

③ 指定期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで

④ 指定管理料（令和 6 年度決算額）

61,800,000 円

⑤ 管理業務

- ア 老人の生活相談、健康相談その他各種相談に関すること
- イ 老人の機能回復訓練に関すること
- ウ 老人の健康増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜の総合的供与に関すること
- エ 老人のクラブ及びサークルの運営の援助に関すること
- オ センターの利用の許可に関すること
- カ センターの施設及び設備の維持管理に関すること
- キ 市外居住者に係る利用料の收受に関すること

- ク センターの利用者の送迎に関すること
- ケ アヘク以外の、センターの運営に関すること
- コ 併設施設がある場合、共用部や施設全体に係る設備及び物品の管理に関すること
- サ その他管理業務のために、市長が必要と認めるもの

⑥ 収支状況（令和6年度）

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
船橋市指定管理事業 収益	61,800,000	給料	5,490,600
利用料等収益	47,800	手当	4,519,457
雑収益	3,270	賃金	19,413,870
		賞与引当金繰入額	353,173
		福利厚生費	2,279,259
		旅費交通費	17,589
		通信運搬費	157,977
		消耗什器備品費	166,905
		消耗品費	1,228,403
		修繕費	1,044,890
		印刷製本費	8,874
		燃料費	9,522
		賃借料	454,102
		支払手数料	70,259
		保険料	73,916
		諸謝金	2,565,000
		租税公課	2,400
		支払負担金	21,500
		研修費	18,150
		委託費	19,416,945
収入合計	61,851,070	支出合計	57,312,791
収支差額			4,538,279

⑦ 施設利用状況（令和6年度）

市内利 用者数	市外利 用者数	見学者 他数	団体利 用者数	利用者 総合計	開館日数	1日平均 利用者数
人 61,149	人 241	人 89	人 0	人 61,479	日 292	人 211

(2) 船橋市障害者支援施設北総育成園

① 指定管理者の名称

社会福祉法人さざんか会

② 施設の位置

香取郡東庄町笹川い字龍ヶ谷5852番地1

③ 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

④ 管理業務

- ア 船橋市障害者支援施設条例第3条各号に掲げる業務に関すること
- イ 利用の申込みに対する承諾に関すること
- ウ 船橋市障害者支援施設条例第10条に規定する利用料の收受に関すること
- エ 北総育成園の施設及び設備の維持管理に関すること
- オ その他北総育成園の運営に関する事務のうち、市長が必要があると認めるもの

⑤ 収支状況（令和6年度）

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
障害福祉サービス等事業収益	円 405,779,834	サービス活動費用	円 384,483,592
経常経費寄附金収益	955,000	サービス外活動費用	2,929,973
その他の収益	854,161		
サービス活動外収益	3,166,586		
収入合計	410,755,581	支出合計	387,413,565
収支差額			23,342,016

⑥ 施設利用状況（令和6年度）

	施設定員	延べ利用人数	営業日数
施設入所支援	人 75	人 24,005	日 365
生活介護	75	17,795	269
短期入所	4	145	365

(3) ふなばし三番瀬海浜公園・ふなばし三番瀬環境学習館

① 指定管理者の名称

F S P グループ

② 施設の位置

船橋市潮見町40番ほか

③ 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

④ 指定管理料（令和6年度決算額）

148,576,000円

⑤ 管理業務

ア ふなばし三番瀬海浜公園（以下「海浜公園」という。）の施設及び設備の提供に関するこ

イ 海浜公園の利用の許可に関するこ

ウ 海浜公園における有料公園施設及びふなばし三番瀬環境学習館（以下「学習館」という。）の利用料の収受に関するこ

エ 海浜公園、学習館の施設及び設備の維持管理に関するこ

オ 三番瀬の生態系その他の自然環境についての体験及び学習の場の提供に関するこ

カ 三番瀬に生息する生物等に係る資料の収集、保存及び展示に関するこ

キ その他、海浜公園及び学習館の管理運営に関する事務のうち、市長が必要と認めるもの

⑥ 収支状況（令和6年度）

収入の部		支出の部	
科目	決算額	科目	決算額
三番瀬海浜公園事業 収入	円 5,555,260	三番瀬海浜公園事業費 支出	円 88,488,287
環境学習館事業収入	8,330,282	環境学習館事業費支出	102,249,223
売店遊戯事業収入	16,427,181	駐車場事業費支出	2,626,808
駐車場事業収入	23,447,000	売店遊戯事業費支出	11,448,975
指定管理事業収入	148,576,000	投資活動支出	2,059,271
補助金等収入	5,620,000	事務費支出	2,525,000
雑収入	1,761,717		
その他	1,000,060		
収入合計	210,717,500	支出合計	209,397,564
収支差額			1,319,936

⑦ 施設利用状況（令和6年度）

ふなばし三番瀬海浜公園

ア 庭球場運営事業

区分	総利用時間
レンタル	時間 5,485

区分	総受講者数
テニス教室	人 1,261

イ 野球場運営事業

区分	総利用時間
レンタル	時間 838

ウ 駐車場運営事業

区分	利用台数
大型自動車	台 295
普通自動車	52,009

ふなばし三番瀬環境学習館

区分	利用者数
常設展	人 40,228
特別展・企画展	17,426
ワークショップ	11,773
アウトリーチ	1,419

※アウトリーチとは館外での教育普及活動のこと（出前講座等）

(4) 船橋市中央図書館・船橋市東図書館・船橋市北図書館

① 指定管理者の名称

T R C ・野村不動産パートナーズ共同企業体

② 施設の位置

船橋市中央図書館 船橋市本町4丁目38番28号

船橋市東図書館 船橋市習志野台5丁目1番1号

船橋市北図書館 船橋市二和東5丁目26番1号

③ 指定期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで

④ 指定管理料（令和6年度決算額）

439,586,850円

⑤ 管理業務

ア 船橋市図書館条例第3条各号に掲げる業務に関するここと

イ 船橋市中央図書館、船橋市東図書館及び船橋市北図書館（以下「指定管理館」という。）の施設及び設備の維持管理に関するここと

ウ その他指定管理館の運営に関する事務のうち、船橋市教育委員会が必要があると認めるもの

⑥ 収支状況（令和6年度）

収入の部		支出の部	
科目	決算額 円	科目	決算額 円
指定管理料	439,586,850	人件費	274,765,308
コピー利用料	215,180	管理費	70,929,280
公衆電話利用料	12,990	事業費	11,038,561
その他	0	諸経費	83,081,871
収入合計	439,815,020	支出合計	439,815,020
収支差額			0

⑦ 施設利用状況（令和6年度）

館名	貸出点数	貸出者数
中央	点 548,503	人 228,198
東	444,791	174,014
B M (移動図書館)	41,686	11,418
北	311,028	126,169
合 計	1,346,008	539,799

